

のご案内

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

制度の特長

4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、法人企業の場合は損金(法人税法施行令第135条第1号)、個人企業の場合は必要経費(所得税法施行令第64条第2項)として全額算入できます。共済証紙の現物交付及び退職金ポイントにより元請負人が負担した下請の掛金も、工事原価に算入できます。

5 経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経営において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。

6 電子申請で手続き可能

掛金は、インターネットを利用して電子的に納付することも可能です。これにより、事業主は、共済証紙の購入・貼付・消印および共済証紙の現物管理が不要となります。また、労働者はいつ、どこで事業主で掛金が納められたかを確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。

適用標識(シール)の掲示

発注者から工事を受注した場合、現場事務所・工事現場の出入り口の見やすい場所に、標識を掲示してください。標識は建退共の支部にあります。



令和3年8月現在

支部一覧表			
支部名	郵便番号	所在地	FAX番号
北海道	080-0004	札幌市中央区北四条西3-1 北海道建設会館内	011-261-6186 011-251-2305
青森	030-0803	青森市安方2-9-13 青森県建設会館内	017-732-6152 017-722-7617
岩手	020-0873	盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	019-622-4536 019-653-6113
宮城	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館6階	022-263-2973 022-263-3038
秋田	010-0951	秋田市山王4-3-10 秋田県建設会館内	018-823-5495 018-865-2306
山形	980-0024	山形市大町18-25 山形県建設会館4階	023-624-7391 023-624-7391
福島	980-8061	福島市五月町4-25 福島県建設センター内	024-523-1618 024-522-4513
茨城	310-0062	水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター内	029-225-0095 029-225-1158
栃木	321-0933	宇都宮市蓮葉町1958-1 栃木県建設産業会館2階	028-639-2611 028-639-2985
群馬	371-0946	前橋市元郷町25-3 群馬県建設会館内	027-252-1666 027-252-1993
埼玉	330-8515	さいたま市南区熊手丸4-17 埼玉県建設会館内	048-861-5111 048-861-5376
千葉	280-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設業センター	043-246-7379 043-203-5020
東京	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5242 03-3552-5354
神奈川	231-0011	横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館内	045-201-8454 045-201-2767
新潟	950-0905	新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館内	025-285-7117 025-285-7119
富山	930-0094	富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076-432-5576 076-432-5579
石川	921-8036	金沢市東2-1-23 石川県建設会館センター内	076-242-2938 076-242-2938
福井	910-0854	福井市御幸3-10-15 福井県建設会館内	0776-24-1015 0776-27-3003
山梨	400-0031	甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館内2階	055-235-4421 055-233-9572
長野	380-0824	長野市南石堂町1230 長建ビル内	026-228-7200 026-224-3061
岐阜	500-8382	岐阜市御田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3744 058-273-3138
静岡	420-0851	静岡市東区瀬部町11-7 大塚生命労働センターB12階	054-255-5590 054-255-5590
愛知	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21 愛知県建設会館内	052-243-0871 052-242-4194
三重	514-0003	津市板橋2-177-2 三重県建設産業会館2階	059-224-4116 059-228-6143
滋賀	520-0801	大津市おのの1-1-18 滋賀県建設会館内	077-522-3232 077-522-7743
京都	604-0944	京都市中央区神小幡通堀田東入堀町645 京都建設会館内	075-231-4161 075-241-3128
大阪	540-0031	大阪市北区東船場1-30 大阪建設会館1階	06-6941-3489 06-6941-3489
兵庫	651-2277	神戸市西区美芝台1-1-2 兵庫県建設会館内	078-997-2333 078-997-2344
奈良	630-8241	奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内	0742-22-3345 0742-22-3346
和歌山	640-8262	和歌山市湊通丁北1-1-8 和歌山県建設会館内	073-436-1327 073-426-3987
鳥取	680-0022	鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館内	0857-24-2281 0857-24-2283
徳島	690-0048	松山市西條町1-3-17 徳島県建設会館内	0852-21-9904 0852-21-2166
岡山	700-0827	岡山北区平和町5-10 岡山建設会館内	086-225-4133 086-225-3392
広島	730-0013	広島市中区八丁堀11-28 朝日広告ビル5階	082-221-0138 082-221-7898
山口	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-9466 083-921-2655
徳島	770-0931	徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター2階	088-622-3113 088-652-7609
香川	760-0026	高松市藤原町6-4 香川県建設会館内	087-851-7919 087-821-4079
愛媛	790-0002	松山市二丁目4-4-4 愛媛県建設会館内	089-343-5406 089-343-0168
高松	780-0870	高松市本町4-2-15 高松県建設会館内	088-822-6181 088-823-5662
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅前3-14-18 福岡建設会館2階	092-477-6734 092-477-6726
佐賀	840-0041	佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2778 0952-24-9751
長崎	850-0874	長崎市南の町3-33 長崎県建設会館会館3階	095-826-2285 095-826-2289
熊本	860-0976	熊本市中央区高島町6-4 熊本県建設会館内	096-365-5111 096-365-1192
大分	870-0046	大分市荷揚町4-28 大分県建設会館内	097-538-4800 097-534-5828
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館内	0985-20-8867 0985-20-8889
鹿児島	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内	099-257-9216 099-256-9681
沖縄	901-2131	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館2階	098-876-5214 098-870-4565

本部担当部署一覧表			
本部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階	(月～金 9:00～17:15)
企画調整課	制度全般	03-6731-2830～2831	
電子申請課	電子申請関係	03-6731-2832	
業務課	契約関係	03-6731-2843	退職金関係 03-6731-2846～7
	更新関係	03-6731-2850	移動退職関係 03-6731-2851
事業推進課	ホームページ・広報関係	03-6731-2866～7	
課行調査課	各種調査関係	03-6731-2843	
経理課	共済振替関係	03-6731-2871～2	03-6731-2874

各相談コーナー			
本部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階	03-6731-2841 03-6731-2886
東京	104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5276 03-3206-8110
大阪	540-0031	大阪市北区東船場1-30 大阪建設会館内	06-6941-3699 06-6941-3489

他の事業本部との提携 その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

- 中小企業で働く従業員の方
中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234
https://chutaiyoku.taisyokukin.go.jp/
- 清酒製造業、林業で期間を定めて雇用されている方
清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
https://www.saitaiyoku.taisyokukin.go.jp/
- 中小企業の個人事業主または会社等の役員を対象とした退職金制度
林業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
https://www.rintaiyoku.taisyokukin.go.jp/
- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171
http://www.ssmf.go.jp/

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部



建退共 検索



034.100.000

建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

1 安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実な支払われます。手続きはきわめて簡単です。

2 退職金は企業間を通算して計算

退職金は、働く企業がかわってもそれぞれの期間を全て通算して計算されます。

3 掛金が一部免除

新たに加入した労働者(被共済者)には、国が掛金の一部(初回交付の手帳の50日分)を補助します。

国の6つ

けんたいきょう